

京都発

未来をつくる授業への扉

消費者市民社会をめざして

京都府消費者教育推進校事業 授業事例集

家庭

公民

国語

外国語

地理歴史

商業

令和2年3月



京都府

今なぜ消費者教育なのか？

気候変動がもたらす自然災害、プラスチックごみによる海洋汚染などの環境問題、食品ロスや衣料品ロスなどの諸問題は、大量生産・大量消費に代表される今日の私たちの消費生活のありかたと深く関係しています。持続可能な開発目標（SDGs）や消費者教育推進法が掲げた“公正で持続可能な社会”の形成には、一人ひとりが消費生活を振り返り、考え、行動することが不可欠です。

学校教育においては、「若年者の消費者被害予防のための消費者教育」に加えて、「地域の伝統・文化に裏打ちされた地場産品やエコ商品等のエシカル商品の選択」、「地域経済の活性化や地域文化の伝承」、「食品・衣料品ロスの削減をはじめとする地球環境の保全」など私たちを取り巻く諸問題を解決できる消費者教育が求められています。

消費者教育は、「どんな大人になり、どんな行動が出来るか」を学ぶ教育です。校内の連携はもちろん、行政や地域、事業者、専門家などと繋がり、連携・協働して、消費者教育体系イメージマップで示されている「消費がもつ影響力の理解」、「持続可能な消費の実践」、「消費者の参画・協働」に取り組むことで、持続可能な社会の実現が期待できるのではないのでしょうか。

個人がより良く生きるだけでなく、私たちが暮らす社会、地域全体がより良くなるよう、個人の力を高め、社会のために力を発揮することの価値を共有し、同じ目標に向かって社会を創る、そんな消費者教育を京都から拡げていきましょう。

目次

はじめに	2	
授業事例集の発行に寄せて	3	
授業を実践して	4	
家 庭	「社会への扉」を開けよう！ 12のクイズに答えて、賞金をゲットするのはどのチームか？	6
	消費行動と意思決定 商品の売買と契約	8
	私たちにできる、エシカル消費の朝ごはん 食問題の課題を発見し、和朝食を提案する	10
公 民	奨学金と市民社会の未来	12
コラム 1	18歳で法律的に大人になること 私たち大人の覚悟と準備	14
コラム 2	小・中学校の消費者教育	15
国 語	大人になるための国語 住まいの契約書を読み解く	16
外国語	動物の権利についてー動物実験の是非を問うー パラメンタリー（即興型）ディベートを取り入れた討論型授業で、 倫理的問題を扱う	18
地理歴史	世界の工場 イギリス 国際分業体制の確立と消費生活	20
商 業	良い消費者になるために やましろエシカルすごろくの開発	22
	企業のエシカルランキング（アパレル編） ファッション業界のエシカルを研究してみよう！	24
コラム 3	外部講師とつながるコツとポイント 出会いの偶然を必然に	26
コラム 4	家庭科と公民科の消費者教育をどうつなぐか	27
国語・家庭	消費者市民社会は実現可能か ワッハッハと笑ってウーンと悩む…	28
国 語	対話を通じて消費者市民社会の実現をみんなで考える skype を使って「テラ・ルネッサンス」の栗田佳典さんと語り合う	30
コラム 5	外部講師として授業に参加して	32
耳寄り情報		33
京都府消費生活安全センター消費者教育サポート情報		34
京都府消費者教育推進校事業 実施授業一覧		36
講 評		38

はじめに

民法改正により令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、18歳及び19歳の未成年者取消権がなくなるため、若年者層の消費者被害の増加が懸念されます。

また、環境問題等地球規模の様々な問題が深刻化する中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」が平成28年1月に発効し、様々な課題の解決に向け主体的に考え積極的に行動できる消費者を育成することの重要性も増しています。

京都府では、「京都府安心・安全な消費生活の実現を目指す行動計画」（平成31年3月改定）に基づき、京都府教育委員会の協力を得て、高校生等に対する消費者教育の取組みを積極的に推進しています。

平成29年度からは、府内高等学校等を消費者教育推進校として指定して、消費者教育の授業事例を御提案いただき、府内の高等学校等に普及する「消費者教育推進校事業」を実施してきました。

事業を進めてきた3年間で、8つの高等学校、10人の先生方に御協力をいただき、また多くの関係者の方に御支援をいただき、6つの科目で20の授業をご提案いただきました。

いずれも、提案いただいた先生方の工夫、熱意、個性の伝わる魅力ある授業です。授業は全て、生徒たちに向けて実践していただきました。実践の現場において、生徒たちが生き生きと授業に参加する姿を目の当たりにし、高等学校における消費者教育の広がり、大きな可能性を感じているところです。

事業の最終年度となる今回の事例集では、令和元年度に御提案のあった授業のほか、昨年度・一昨年度の特色ある授業も再掲載しました。

各校の特色に併せて実施していただいたので、ユニークな授業事例もあり、消費者教育の授業実施のヒントとしてエッセンスの詰まった内容となっております。

教員の皆様をはじめ、多くの方々に、是非御一読いただき、消費者庁作成教材「社会への扉」等と併せて、京都府版の消費者教育教材として御活用いただき、消費者教育の広がりの一助となりましたら幸いです。

事業の実施にあたって、3年間にわたり、熱意を持って御指導いただきました大阪教育大学教育学部教授大本久美子氏、授業事例を御提案いただいた先生方をはじめ、関係の皆様にも多大な御協力をいただきました。深く感謝申し上げます。

令和2年3月

京都府消費生活安全センター

授業事例集の発行に寄せて

京都府消費者教育推進校事業は、平成29年3月に改訂された「京都府消費者教育推進計画」を受け、消費者被害を未然に防止し、自主的かつ合理的に行動する消費者の育成を図るため、平成29年度から実施されている取組です。

令和元年度は、府立高校4校、私立高校2校を消費者教育推進校として、消費者教育の授業やその指導案の実践研究に取り組み、消費者教育推進校における消費者教育の授業例を研究されました。今年度の授業事例集は、本事業の3年間を通じて研究されました事例の成果をまとめて掲載し、発刊されました。今後、各高校が消費者教育を進める上で、非常に参考になる資料を作成していただいたことに感謝申し上げますとともに、関係の皆様御努力に敬意を表します。

さて、昨今若年者の消費者被害が社会問題化している中で、令和4年度から成年年齢が18歳に引き下げられることに伴い、高等学校における消費者教育の重要性はより一層高まっています。高校生には社会をより一層意識させる必要があり、自主的かつ合理的に社会の一員として、持続可能な社会のために、積極的に関与する自立した消費者を育成するための消費者教育が求められているところです。

また、令和4年度より実施される高等学校の新学習指導要領では、社会で力強く生きていくための資質・能力を育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手となるよう、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善も強く求められているところです。このような新学習指導要領の趣旨を踏まえ、公民科や家庭科などの教科で、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み等、実践的な知識の習得に取り組むだけでなく、学校の教育課程全体で、生徒自らが課題意識をもち、取り組む姿勢を育む教育を進めることが重要であります。

本授業事例集には、生徒が主体的に学ぶという観点からも工夫されたモデル授業が掲載されており、各校における消費者教育を推進する上で、大いに活用されることを期待しております。

府教育委員会といたしましても、新学習指導要領の趣旨の周知・徹底、教員の指導力の向上を図るとともに、京都府府民環境部消費生活安全センターをはじめとする関係機関との連携した取組などを通じて、消費者教育を一層推進して参ります。今後とも関係の皆様御協力を賜りますようお願いいたします。

令和2年3月

京都府教育庁指導部高校教育課

授業を実践して

家庭



京都府立城南菱創
高等学校
中村久子

3年間、消費者教育推進校事業に関わり、私自身も大きくグレードアップできた気がします。不勉強で、3年前は「エシカル」「SDGs」という言葉の意味も分からず、何をどうしてよいかわからない状態でのスタートでしたが、私立・公立、教科の枠を超えての実践交流や授業見学をしていく中で、たくさんの刺激を受けました。「ものづくり」「ジェンダー」「福祉マインド」を包括する「エシカル」という大きなテーマができました。消費者教育は、知識理解にとどまらない「主体的・対話的で深い学び」を家庭科教育で実践していくことができます。やり方は無限大です。ますます移り変わりが激しい時代の波に乗りながら、地域・学校・家庭・生徒の状況を考慮したアクティブラーニングに今後も取り組みたいと思います。

家庭



京都府立京都すばる
高等学校
向山一美

情報量が格段に増え、多様な手段やタイミングで消費者に迫る現状を知る良い機会になった。精神的に未熟で社会的視野の狭い高校生がそれらに対処するのは困難で、判断材料となる学習が追いつかない上、相談するのも狭いコミュニティに限られる。グループワークや実習などの言語活動を取り入れることは有効で、慣れてくると様々な情報交流に繋がった。実習では知識と技術が身に付き試食できる楽しみもあって意欲的に取り組んだ。日常生活で楽しく、「やらなければ」という気負いや緊張なく、身近なところに視点を向けること。そして時々でも思い出して、小さな行動に移してくれたら成功！と考えている。

家庭



立命館宇治高等学校
川口 綾

高等学校家庭科の家庭基礎の授業内容において、私自身に苦手意識があり授業でも苦勞していた部分があり、まさに消費者教育の内容でした。推進校事業に参加し、様々な教科の先生方が様々なアプローチで提案される授業内容に大変興味深く学ばせて頂きました。授業実践を通して、生徒は食を通じたエシカル消費を知り、そこからまた新たな問いが生まれました。容易に実践できない環境や、経済的に両立が難しい実態などです。生徒は「自分に何ができるのか」を考え、戸惑いながらも自立した消費者としての一歩を踏み出したと思います。変容する時代の中で、消費者という視点は、突き詰めると「どのように生きるのか」にも通じる内容だと考えさせられました。

公民



立命館宇治高等学校
杉浦真理

18歳成年が近づいており、生徒を高校生のうちに大人（市民）に育てることが、大事になっている。そこで、消費者契約や消費者トラブルに巻きこまれないような法知識、奨学金の実態を知り、諸外国との比較の中で、未来を開く奨学金契約や制度を考えられるような授業を創った。生徒は、「契約ということがわかった」「消費者トラブルの相談先を知った」「日本の奨学金はローンです」「教育の無償化と奨学金はいっしょに考えないと」などを考えられる市民となりはじめた。このような公民科の授業で、単に消費者としての準備だけでなく、消費者市民社会の主人公を育てることが大事である。これを読んだ皆さんもいっしょに教育実践をしましょう。

外国語



京都教育大学附属
高等学校
佐古孝義

グローバルな社会問題を授業の話題として取り上げ、それを「消費者」の立場から「クリティカル」に考えるための手段として、ディスカッションや他の協働活動ではなくディベートを選んだのは、自分の意見とは関係なく「賛成」「反対」の立場に分かれて議論を行い、議論の枠組みの中でその主張の論理性を検討する点にあります。何が価値の対立を生んでいるポイントなのか、そこにはどのような理論的立場の違いがあるのかを吟味する姿勢が大切だということを生徒は実践として学んだと思います。授業にあたって、我々授業者が特に留意しておくべきことは、主体的・対話的な学びを共有する場（環境）の整備ではないかと、今回の授業を通して強く感じました。

「ニッチ」は「隙間」と解釈されるが生物学用語では「持ち場」の意味らしい。国語科と家庭科の隙間から何が生まれるか、ワクワクする事業だった。常に3点を心掛けてきた。第一は国語ゆえ「人間」が立ち現れる内容にすること。国語科教員に評判の悪い契約の文章も、背後には人間が存在する。第二は生徒さんとの「一期一会」を大事にすること。フリマアプリ契約の授業で、国語が苦手なのに予め契約を読んでいて、会社側と交渉し返金させた生徒さんのことは忘れられない。3つ目は誰かと協同すること。消費生活相談員、司法書士、落語家、NPO職員とのコラボで授業が立体化した。

教師は全て理解していないと教えられないと思ひ込む。わからないことは専門家の助けを仰ぎ、生徒に教えを乞えばよいだけのこと。それぞれの「持ち場」で考えを巡らし、一緒に創るのが授業の醍醐味。「消費者市民社会を目指して！」と肩肘張ることなく、「ニッチは楽しい！」と笑って歩んでいきましょう。

主権者教育の方向性を模索していた時に、消費者教育推進校事業に参加する機会を得ました。18歳選挙権が大々的に報道された頃、「主権者教育＝選挙」がトレンドとなり、私も勤務校で模擬投票を実施しました。しかし、主権者は「選挙で投票をする公民」という限定的な存在ではなく、様々なことを「自立的に選択できる」幅広い存在ではないかと考えていました。私はこの事業を通じて、主権者教育の一つの方向性を見つけることができました。

生徒にとって「消費」はとても身近な行為です。それ故、「意識なき消費」がスタンダードでした。その後、生徒からは、商品購入の際に産地や原材料、歴史的背景まで考えるようになったとの声も聞きます。身近なところから自立的な選択ができる生徒が増えたことに、授業の成果を感じています。

「良い消費者になる」という目的のもと、食の安全・安心に関する問題、環境問題、悪質商法による被害や多重債務の問題など、消費生活に関する諸問題に生徒たちが関心を持ち、多様な連携先と協力しながら消費生活啓発教材の開発を通して知識を深め、地元の児童・生徒および保護者に教材を使って啓発活動を行う取り組みとして、「やましろエシカルすごろく」の開発を行った。

「山城地域」「エシカル」をキーワードにしたすごろくを開発するため、生徒たちが地元の特産品などについて学び、知恵を出しながら盤面のデザインやエシカルクイズを考え、また、地元の小学生と協力しながら一緒に楽しんで教材開発に取り組めたことは大変有意義であった。

このような「すごろくの教材開発」をひとつのモデルとして、各地の子どもたちが遊びを通して地元の産業やエシカルについて楽しく学び、「良い消費者」になってくれることを願っている。

消費者教育にはさまざまな切り口がありますが、私が特に主眼を置いたのは「エシカル消費」です。持続可能な社会の形成をめざす機運が高まるこれからの社会において、消費者としてどうあるべきか、というテーマに加え、企業がどのようにあるべきか、について考えさせる授業を目標としました。

普通高校の先生方にとって、専門学科の授業はあまり関連がないように思われるかも知れません。しかし、その多くがいつかは企業で働くであろう現在の生徒たちに、消費者の目線だけでなく、企業の視点から社会を考察することも大切だと考えます。

なるべく幅広い教科で授業の実践ができるよう、テーマや取り組みの内容も工夫しましたので、ぜひご利用いただければ幸いです。

「不易流行」という言葉がありますが、まさに消費者教育の学びにもこの言葉が当てはまるように思います。社会を構成する一員として、いつの時代も変わらない姿勢を生徒たちに伝えつつも、日進月歩する科学技術、社会の在り様にも対応して教えていく、そうしてアップデートしていくことがこの教育の本質であると、この事業の研修会などを通して幾度となく感じました。グローバルワークショップという本校独自の授業を開発したことをきっかけに、この推進校事業に参加し、その中で様々な学校・教科の先生方から多くの学びと刺激をいただきましたことに感謝しています。

国語



岡山理科大学准教授
前・京都教育大学附属
高等学校
札埜和男

公民
地理歴史



京都府立城陽高等学校
山中脩平

商業



京都府立木津高等学校
小西弘朗

商業



京都府立木津高等学校
鹿俣拓也

情報



ノートルダム女学院
中学高等学校
中村良平

「社会への扉」を開けよう！

12のクイズに答えて、賞金をゲットするのはどのチームか？

京都府立城南菱創高等学校 中村久子先生



📌 授業のねらい

- 「社会への扉」のクイズから、成人後の消費活動の留意点を学ぶ。
- グループワークで、知識を出し合い、問題が起こった時に誰かに相談することで、解決の糸口が見つかることを体験的に学ぶ。
- グループ対抗で、賞金を争うことで、射幸心を煽り、高揚感や優越感を持つことに気付かせる。日常の消費行動でも同様の心理を狙った商法があることを理解させる。(ポイント制・おまけ・限定商品・割引・キャンペーンなど)



教材
社会への扉

🗨️ 生徒の様子・生徒の感想

- 日常的に授業でグループワークに取り組んでいるので、12のクイズについて意見交流がスムーズにできた。
- 予想と違う答えに「えー?!」という反応も多かった。
- 賞金目的にわざと奇をてらうグループもあり、笑いを誘った。



📁 授業の工夫

- 消費者庁発行「社会への扉」の12のクイズについて、ゲーム性を持たせることで、学習意欲や関心を高める。
- 「社会への扉」の知識を得るだけではなく、グループ対抗で賞金JRドル（城南菱創ドル）を得るという手法で射幸心を煽る。賞金を得た時の優越感、得られなかった時の残念感などを引き出す。



JRドル (城南菱創ドル)

! 授業の成果

- 高校2年生は19歳で、1年生は18歳で一斉に成人するということを意識付けすることができた。
- 成人することはどういうことなのか、得られる権利や自由とともに、責任が伴うことを理解するきっかけになった。
- 「社会への扉」の12のクイズはグループワークで取り組ませたが、高校生にとって、考えたこともない内容で、消費者として知らないことがまだまだ多く、課題発見につながった。ただ、授業で内容をきちんと理解させるには時間がかかる。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1	消費行動を考える「エシカル」って何？ 【京都府消費者推進校事業授業事例集（平成30年3月）P12～15】	関心・意欲・態度、知識・理解 （グループワーク発表・定期考査）
2	「エシカルかるた」の読み札を考える。	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現（プリント・グループワーク・授業態度観察）
3	「エシカルかるた」（絵札・読み札）を制作する。 【京都府消費者推進校事業授業事例集（令和元年12月）P22～25】	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現（作品）
4 5	DVD「ザ・トゥルーコスト」視聴	関心・意欲・態度、思考・判断・表現（感想文）
	ホームプロジェクト 自分の手持ちの衣類の品質表示・生産国・価格を調べる。	関心・意欲・態度、思考・判断・表現（プリント・感想文）
6	「社会への扉」【本時】 多様化する販売方法と問題商法 適切な契約のための制度・法律	思考・判断・表現、知識・理解（定期考査）
7	多様化する支払い方法、消費者の権利と責任【消費者金融会社による講演】	技能、知識・理解（ロールプレイング、アンケート）

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	○本時の目標、学習内容確認 ○18歳で成人になるとどうなるのか。	○18歳で成人になる意味を理解する。	○生徒が4～5人班になるように着席する。（本校では、調理実習の班ごとに着席）
展開 ① 6分	○「社会への扉」の12のクイズを班で考えさせる。	○班で「社会への扉」の12のクイズについて話し合い、答えを決定する。	○「社会への扉」のパンフレットは、クイズの解答が後ろのページに書いているので、ここでは、別刷りのプリントを用いる。
展開 ② 35分	○ルールを説明する。 1班だけが正解の場合JRドルをもらえる。 ○クイズの解答、解説（Power Point）	○解答札を上げる人を決める。 ○各問について、①～③の3色のカードをひとりが掲示する。	○各班、①～③の数字を記入した3色のカードを用意する。 ○JRドル（城南菱創ドル）を用意する。紙幣の顔は校長（本人の許可済み）。
まとめ 4分	○ゲームの趣旨を伝える。	○この授業でわかったこと、感想を記入する。	○時間が足りないときは、まとめの感想文は宿題とする。 ○JRドルを争奪することで、射幸心、高揚感が高まること。同様に消費者の心理を利用した商法がたくさんあることを理解させる。

消費行動と意思決定

商品の売買と契約

京都府立京都すばる高等学校 向山一美先生



📌 授業のねらい

- 物やサービスの購入は、必ず意思決定に続き契約を伴うことを知らせるとともに、身の回りにある契約に目を向けさせ、それらが法的責任に基づいていることに気づかせる。
- キャッシュレス化の進行でお金の流れが見えない契約について、成年年齢引き下げになることを意識させ、その重さを理解させる。
- 新たに生じる消費者問題をはじめ、各世代における問題の現状や被害の深刻さを知らせる。
- 異年齢、異世代との交流が減少している環境の中で、さまざまな視点から消費者問題の歴史や現状を知らせ、今後の経済生活に役立てさせる。

🗨️ 生徒の様子・生徒の感想

- 「契約」が単なる約束ではなく法律に基づくものであることを知り、電話や店先での安易な返事に責任が伴うことに驚いたようである。
- 幼い頃から利用してきた自動販売機や、スマートフォンなどの機器を通してのやりとりもすべて契約であり、解除には想像以上の手続きが必要であるなど、大人になるためのルールを実感できた。
- 生徒から引き出した身近なトラブルは思いのほか多数で、方々から同意や驚きの声が上がった。
- インターネット上でやりとりされる自己責任の売買が多く、あらためて消費者教育の重要性を感じた。
- キャッシュレス決済が進む中、若者と高齢者の被害が予測できることから冷静な判断と情報入手が大切であると思ったようである。

- 家庭基礎 消費者として自立する () 年__組__番__
- く グループワーク >
- 本表の中で「法律上、権利と義務を伴った約束」に該当するものに○を、該当しないものに×をつけ、理由や根拠を書いてみよう。グループで理由や根拠を交換し、まとめてみよう。
- ①友達と駅前で1200円持ち合わせする約束をした。
 - ②お母さんに「明日お弁当作ってくれる？」と頼んだら、「いいよ！」と承諾された。
 - ③レンタルショップでDVDを2泊3日で借りた。
 - ④けがをしたので病院でレントゲンを取り、手当てしてもらった。
 - ⑤欲しい靴があるけど、自分のサイズに合うものがなかったため、「取り寄せてください」と口約束した。取り寄せ依頼の文書などは書かず、自分の電話番号を口頭で伝えただけ。
 - ⑥切符を買って電車に乗った。
 - ⑦宅配便に日にち時間を指定して送るよう依頼した。
 - ⑧引越したため、電気やガスが使えない。すぐに会社に連絡して通してもらった。
 - ⑨部活動の連絡用にグループラインを活用している。
 - ⑩美容室に行き髪を切ってもらった。
 - ⑪自動販売機でお茶を買った。
 - ⑫習い事の月謝は1か月8000円である。
 - ⑬高校に受かったため、入学誓約書を書いた。
 - ⑭ファストフード店でハンバーガーとポテトとジュースを買って食べた。
 - ⑮クリーニング店でクリーニングを依頼した。
 - ⑯インターネットでオンラインゲームをしている。早く勝ち上げたいので課金して武器を手に入れた。
 - ⑰中学校を欠席したため連絡内容のメモや配布プリントを友達に頼んで持ってもらった。
 - ⑱学校の図書館で本を借りた。
 - ⑲大学生になったので、アルバイトをしている。
 - ⑳靴き肉用の肉を買ったので、パペットの肉が無料で借りられた。
 - ㉑後と結婚する約束をした。
 - ㉒結婚式は挙げていないが、婚約指輪を出した。
 - ㉓お祝い話し合ってから再議に離婚した。(協議離婚)
 - ㉔旅行中、靴のコインロッカーに大きなカバンを入れて、出かけた。

グループワークのワークシート

📁 授業の工夫

- 「約束」と「契約」の違いを理解させるためにグループワークを取り入れ、すべてのグループに違う事例を考えさせた。
- 現状を知らせるために過去にあった例を紹介してイメージさせ、知っているトラブルを無記名で、できるだけ多く挙げさせた。
- ワークシート類は回収し、参加せず白紙での提出にならないよう声かけした。

! 授業の成果

- 短時間でテンポ良く多くの事例が提示でき、取り組むうち次第に「契約」の特徴が理解できてきた。
- 契約成立のタイミングを考えるきっかけにもなった。
- 現状についても、生徒から引き出す事例は話し手も聞き手もよく整理して理解でき、解決に向けてアドバイスが得られることもあった。
- 成年年齢引き下げは生徒たちの兄弟姉妹に置き換えることで責任の重さが実感できたようだった。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1～3	家計をマネジメントする～収入と支出～	関心・意欲・態度、知識・理解（ワークシート、授業態度観察）
4～10	消費行動と意思決定 1 商品の売買と契約【本時】	関心・意欲・態度、思考・判断・表現 （ワークシート、グループワーク、発表、授業態度観察）
	2 消費者問題の現状	関心・意欲・態度、知識・理解、思考・判断・表現 （ワークシート、授業態度観察）
	3 販売方法と支払方法の多様化	関心・意欲・態度、知識・理解（授業態度観察）
	4 クレジットカードを知ろう	関心・意欲・態度、知識・理解（ワークシート、授業態度観察）
	5 消費者の権利と責任	知識・理解

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	本時の予定を連絡	○グループワークの説明	座席でグループをつくる。 移動が少ないようグループのブロックを黒板に図示する。
展開 43分	商品の売買と契約について グループワーク	○4～5人グループ8班 ひと班3題のワーク(計24題) (1)約束か契約が決める (2)根拠を記入する (3)その内容を解除する場合の方法(手続き)や責任、リスクなどを考える	○テンポよく3題を分析、判断する声掛けをする。 (3)解除する場合の方法を思いつきだけ挙げさせ、1～2個に絞る。 <ヒント>解除できるかできないか。 解除する場合、条件を考える。 <ヒント>自分で解決できるものとできないものを分類してみる。 <ヒント>責任がいつ発生するのか、お金に関わるのか、信用や身分に関わるのか考える。
	グループワーク 終了	○全班のワークを1枚のシートにして配布する。	○全班のワークにひと通り目を通すよう指示する。
	発表	○班毎に(1)(2)(3)を発表する	○班で話し合ったことが大切であることを確認する。 ○他班の発表を聞いて訂正する場合、自班の決めた内容を言ってから述べさせる。 ○話す態度、聞く態度に注意し、簡単にメモを取っておく。
	解答及び解説	○解答を示す ○時間が許す限り解説を行う	○ワークシートにチェックし、解説はメモを取るよう伝える。
まとめ 2分	次時の予告		○ワークシートの各自保管、次時提出を指示する。 ○販売や購入、契約などについて自分や身近な人に「困ったことがある事例」がないか、考えておくよう指示する。

私たちにできる、エシカル消費の朝ごはん

食問題の課題を発見し、和朝食を提案する

立命館宇治高等学校 川口綾先生



📌 授業のねらい

エシカル消費の視点を取り入れた、和朝食の献立作成の学習を通して、食とそれを取りまく諸問題の解決を意識した食生活を実践する能力と態度を育む。

🗨️ 生徒の様子・生徒の感想

- 国産&できるだけ地域の食材を選んだ。和食にすると栄養バランスが取りやすいことに気付いた。簡単にできる献立というのが、朝ごはんにはいい。
- 小さなことだが、買い物に車を使わないことやエコバッグを持つこと、食べ残さないことから始めたい。
- エシカル消費を考えてフェアトレードのバナナを献立に取り入れたが、フードマイレージはかかる。食の問題の難しさを感じた。
- 卵焼きを卵1個で作るのは難しいし、ししゃも1パックは家族で食べるとちょうど良いことが分かった。1人分作るの、作りにくいし不経済だなと感じた。



📦 授業の工夫

- 献立作成には、生徒が持参した広告ちらしや食品成分表を活用する。今回は地域の生協に協力して頂き、個別配達用の広告(冊子)を提供頂いた。
- 材料や分量は、教科書等の実習例を参考にする。
- 生徒自身が実践できる内容を重視し、難しい調理操作を入れないようにする。



私の朝食 (1人分)

! 授業の成果

- 生徒が朝食を作っていなかったため、主体的に食習慣を変えていく力を身につけてほしいと考えた。手軽な和朝食の調理を通して、生涯を通じての食生活を意識し、同時にエシカル消費を実践できた。
- 後日、学校購買部のPOPづくりをしたときに、作業所のパンに「エシカル消費!」とデザインした様子を見て、学びの広がりを感じた。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1	食問題を様々な視点から学ぶ	関心・意欲・態度、知識・理解（ワークシート、授業態度観察）
2	エシカル消費を考える	思考・判断・表現、知識・理解（ワークシート、授業態度観察）
3	和朝食献立を作成【本時】	思考・判断・表現、技能（ワークシート、授業態度観察）
4	和朝食献立を発表	関心・意欲・態度、思考・判断・表現（発表態度観察・感想レポート）
5	和朝食献立の実習	関心・意欲・態度、技能（実習態度観察・実習レポート）

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	既習内容と本時の 目標確認	○前時に決定した学習課題と学習計画を想起し、本時の目標を確認する。	○前時の振り返りを行い、本時を計画的に進める見通しを持たせる。
展開 35分	献立作成	○主体的に実践可能な和朝食の献立を作成する。 ○エシカル消費を意識する。 ○献立の作り方を考える。	○ポイントを押さえた和朝食の献立作成をサポートする。 ○生産から消費に至る過程を振り返り、実行できそうなエシカル消費のアイデアを援助する。 ○ワークシートを活用し、新たな問題点にも着目させる。 ○各自が実践できる調理手順になっているか援助を行う。
まとめ 10分	振り返り 次時の予告	○本時の学習を振り返り、ワークシートに記入する。 ○次時は、それぞれの献立を発表することを確認する。	○各生徒に振り返りをさせる。また、数名に発表させる。 ○ワークシートの作成について説明し、イメージさせる。

奨学金と市民社会の未来



立命館宇治高等学校 杉浦真理先生 協力：前田道利氏（司法書士）

📌 授業のねらい

2022年からの18歳成年になっても、対応できる市民社会の担い手を育てる。そのために、契約、消費者問題、消費者として地球市民として考える社会的な課題も知る必要がある。今年度は、奨学金の課題において、収支を考え返済計画を考えるだけでなく、奨学金のあり方を考え提案できるような生きる力を与える。



🗨️ 生徒の様子・生徒の感想

- 高校2年生の生徒は意外と奨学金を知らず、ローンであることや多重債務につながる非正規雇用の広がりも理解していなかったため、借りるということは大変な課題であると理解が深まった。
- 他の国の奨学金、教育の無償化の現状に驚きが広がった。他国の事例紹介をしたことで、未来の日本の奨学金制度の改善の声が大きく広がった。



📁 授業の工夫

- 司法書士の方に、奨学金制度の活用状況、事例をあげての奨学金の総額、返済の大変さ、返済不能に陥ったときの対応法などを、具体的な金額を入れて講義していただいた。そのことによって、現在の制度理解、契約の延長で、消費者教育になった。
- 各国の奨学金制度、教育の無償化、日本の奨学金の近年のローン化などの知識を公民科教員が講義した。講義の成果の未来の奨学金について、生徒にコメントを書いてもらった。



! 授業の成果

- まだ、奨学金を考える前の高校2年生の生徒に、その現状と課題を明確にできた。そして、消費する主体として、ローン契約とその返済まで考える必要性を理解させることができた。
- 諸外国では教育の無償化、給付制の奨学金が普及していることから、日本の奨学金の未来を考えることの必要性を生徒は理解した。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1	18歳成年（大人）とは	大人になるのに必要な市民性、権利、能力を考える。
2	消費主体になる【本時】 2-1消費契約 2-2奨学金 〈協力：司法書士〉	消費主体に必要な権利能力を身に着ける。
3	法主体になる 〈協力：弁護士〉	法的主体として、民法、権利と責任を知る、法的思考、問題解決の能力を高める。
4	政治主体になる 〈協力：NPO 選挙支援団体〉	市民として必要な権利を知り、政治的リテラシーを身に着ける。
5	労働主体になる 〈協力：社会保険労務士〉	労働者として主体に必要な権利能力を身に着ける。
6	大人になるために、若者として社会に望むこと	市民社会の主人公として、希望を若者の政策課題にまとめる。

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 3分	復習から本時に 大学の学費が高いことを知る。	前時の「18歳成年とは」のワークから、消費主体に関わる項目を拾い上げる。 諸外国の学費や、学費が相対的日本は高いことを知る。	前時の18歳での必要な権能を思い出させる。 兄弟が奨学金を得ている生徒に奨学金の様子について宿題でインタビューさせる。
展開 42分	1. 日本の奨学金制度を知る。 2. 奨学金返済のトラブルを知る。 3. 憲法26条の立場から、奨学金制度を考える。	制度説明 制度理解から、実際に返済が難しくなったケースを想定して、法的な対処法を知る。 憲法条文から、あるべき奨学金制度を、諸外国との比較で考える。	複雑なので、プリントを用意する 生徒にメモを取らせながら、理解できないことは質問させる。あるいは、教員が代理に司法書士に質問する。 未来の奨学金制度を考えさせる。 〈参考資料：大内裕和『奨学金が日本を滅ぼす』（朝日新書）〉
まとめ 5分	今時のまとめ 奨学金の未来について考えさせる。	奨学金の総額、返済の計画を考えられるようになる。 消費主体として、未来の奨学金への提案を短文で、学校のHP 掲示板にまとめる。	まとめたものを生徒どうし、互いに見て確認させる。

18歳で法律的に大人になること 私たち大人の覚悟と準備

京都産業大学法学部教授・弁護士 坂東俊矢氏

2022年4月1日から、民法が改正されて、成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられます。18歳の誕生日を迎えれば、高校生でも民事法的には大人です。どんなことになるのでしょうか。

まず、18歳になれば、法定代理人である親の同意がなくても、自由に契約をすることができることとなります。今までも、例えばコンビニでお弁当を買うのに親の同意は必要ありませんでした。これは、親に使うことを許された「小遣い」で買っているからです。(民法5条3項)でも、スマホを買うような高額な契約やエステのような継続的契約、また、アルバイトの契約を締結するには、親の同意が必要でした。

そして、同意がない契約は、取り消すことができました。(民法5条2項)これは、悪質な業者に欺かれて契約をした未成年者を救う強力な手段になっていました。なぜなら、悪質な業者は親に内緒で契約をさせるからです。この取消権を使える年齢が20歳から18歳になります。自由に契約ができることが素敵であるとしても、そこには必ず代金を支払うという義務が伴います。間違いなく、悪質業者は、甘い言葉で、18、19歳の若者を狙っています。

それ以外にも、18歳になれば、親の同意を得ずに「婚姻（結婚）」ができることとなります。結婚をすることと恋愛とは何が違うのでしょうか。ふたりの未来を具体的に考えて、相互に理解するとは、どんなことでしょうか。結婚がふたりの大切なゴールだとしても、そこには大人としての責任が伴います。

一方で、お酒やたばこが許される年齢は20歳が維持されます。大人になることとは、お酒を飲んだり、たばこを吸ったりすることではありません。自分の判断が社会的に尊重されること、それが法律的に大人になることです。18歳に選挙権が付与されたのは、2015年の公職選挙法の改正でした。選挙権の行使を通して、政治に自分の判断を反映できるのです。

18歳の若者の自立と自覚が重要であることは言うまでもありません。でも、今、問われていることは、私たち大人の側の覚悟と準備です。若者の判断を尊重し、適切な助言ができる社会的仕組みを整備することは大人と社会がなすべき喫緊の課題です。

小・中学校の消費者教育

大阪教育大学教育学部教授 大本久美子氏

小学校・中学校学習指導要領における「消費者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）」資料を基に、小中学校の消費者教育の学習内容を一覧にした。道徳における〈節度、節制〉や〈規則の尊重〉、〈遵法精神〉に関する学習も消費者教育に関連している。表に記載していない教科、例えば生活科（1・2年生）等でも消費者教育に関連する学習が可能である。各教科の学習に加え、体系的な消費者教育を教科横断的に実施し、小学校低学年から消費者市民としての資質・能力を育みたい。

学習指導要領 総則（小学校・中学校共通）

豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。

社会科	家庭科	特別の教科 道徳
小学校 第1・第2学年		
		<ul style="list-style-type: none"> 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にす。
小学校 第3・第4学年		
(第3学年) ・販売の仕事に見られる工夫		<ul style="list-style-type: none"> 自分でできることは自分でやり、安全に気を付け、よく考えて行動し、節度のある生活をする。 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る。
(第4学年) ・廃棄物の処理のための事業が果たす役割		
小学校 第5・第6学年		
(第5学年) ・食料生産の概要や、国民生活に果たす役割、関わる人々の工夫や努力、その働き ・工業生産の概要や、関わる人々の工夫や努力、その働き ・大量の情報や情報通信技術の活用 ・放送、新聞などの産業が国民生活に果たす役割 ・産業における情報活用の現状、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割	<物や金銭の使い方と買物> ・買物の仕組みや消費者の役割、物や金銭の大切さと計画的な使い方 ・身近な物の選び方、買い方、購入するために必要な情報の収集・整理 <環境に配慮した生活> ・自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方 ・環境に配慮した生活について物の使い方	<節度、節制> ・安全に気を付けることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り、節制に心掛ける。 <規則の尊重> ・法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たす。
中学校		
<現代社会を捉える枠組み> ・個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任 ・社会生活における物事の決定の仕方、契約を通じた個人と社会との関係、きまりの役割 <市場の働きと経済> ・身近な消費生活を中心に経済活動の意義 ・現代の生産や金融などの仕組みや働き ・個人や企業の経済活動における役割と責任 <国民の生活と政府の役割> ・社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護 ・市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割 <人間の尊重と日本国憲法の基本的原則> ・人間の尊重についての考え方、基本的人権、法の意義	<金銭の管理と購入> ・購入方法や支払い方法の特徴、計画的な金銭管理の必要性 ・売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理 ・物資・サービスの選択に必要な情報の活用 <消費者の権利と責任> ・消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響 ・身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動 <消費生活・環境についての課題と実践> ・自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践	<節度、節制> ・望ましい生活習慣を身に付け、心身の健康の増進を図り、節度を守り節制に心掛け、安全で調和のある生活をする。 <遵法精神、公德心> ・法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める。

大人になるための国語

住まいの契約書を読み解く

岡山理科大学教育学部 札埜和男先生 協力：森 順美氏（消費生活相談員）



✎ 授業のねらい

- 大人になるとはどういうことか考えさせる。
- 誰もが人生の中で直面することになる「住まい」に関する契約書を読んで理解させる。
- 契約に関する実学的知識を身に付けさせる。

🗨️ 生徒の様子・生徒の感想

- 札埜先生の進行がとても楽しくて、尻取りで班の名前を決めたりとても終始楽しかった!! ただ説明ばかりでなく班から代表者を出して実際にどう言うか再現しようとしたのも分かり易くて良かった!! コンビニの物をレジに置いた瞬間から契約とか今日の授業ないと絶対知らなかったことだし、一人暮らしにこんなややこしいこといっぱいなんだ!! と知れたので、ぜひあの冊子を残して一人暮らしの時に活用したい。
- 自分の人生について考えられるような役に立つような国語が「大人になるための国語」。もっと受けてみたい。



📁 授業の工夫

- 一方的な講義ではなく、生徒とやりとりを通じて進めた。
- ホワイトボードを活用した。
- 班学習の形態を取った。
- ロールプレイを採り入れた。
- 専門家と大学生アシスタントと組んで授業を行った。
- 冊子『住宅賃貸借（借家）契約の手引き』（不動産適正取引推進機構編）を人数分用意してテキストとして活用した。
- 問題形式で実施した。



! 授業の成果

- 契約の基本的知識を身に付けることができたと思われる。
- 住まいに関する契約書がどのような内容か全てではないが、一定の理解を得ることができたと思われる。
- 実社会において生きた国語力（読解力）が必要であることを意識できたように思われる。
- 大学生アシスタントの話は、年齢が近いこともあって、高校生の心にストンと落ちたようである。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1	クイズを通して契約について知る。	契約の基本的知識を身に付けることができたか。（観察）
2	住まいの契約書を班ごとに読み解き、問題に答えて発表していく。	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の手引き冊子を活用して質問に対して答えを導き出すことができたか。（観察・レポート） 専門家の説明を理解できたか。（観察・レポート）

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 15分	自己紹介（授業者・消費生活センター相談員・大学生アシスタント3名）のあとクイズを交えて授業趣旨についての説明をする。	自己紹介や授業趣旨に耳を傾けると同時にクイズに答える。	ゲスト講師に関わるクイズを出し、ゲスト講師と生徒の距離を縮める効果を狙う。
展開 75分	契約クイズを8問出題する。	契約クイズを考えて答える。	具体から抽象に運べるよう、まず身近な問題を出す。
	「契約と約束」の違いを考えさせ、ホワイトボードに書かせてそれを黒板に貼る。その答えから契約の定義を説明する。	考えてホワイトボードに書く。契約と約束の違いを理解する。	授業者が適宜相談員に話を振り、相談員が定義を説明する。
	コンビニで買い物をしてレジで払って出ていくという一連の動作を、大学生アシスタントと一緒にやる。そしてどの時点で契約が成立したか問う。	各自考えてその回答を挙手して答える。契約は知らず知らず行っている行為であり、身近に存在することに気づく。	正解はレジに置いた時点であるが、なぜその時点で契約が成立するのか、相談員から説明する。
	(休憩10分)		
	来年一人暮らしをするかどうか尋ねて、人生で一度は遭遇するであろう「住まいの契約」を扱うことを説明する。『住宅賃貸借（借家）契約の手引』の冊子を配布する。大学生アシスタントが大学生の友人から聞いた下宿のトラブル事例を話す。	一人暮らしをする可能性のある人は挙手する。近い将来の重要な契約であることを実感する。 大学生の話に傾聴する。	当事者性のある学習であることに気付かせる。 近い将来の生活をイメージさせながら、自分の問題として取り組む意識を持たせる。
	近くの者同士で班を作り、相談できる態勢になるよう指示する。	3、4名の班になる。	
	しりとりで答えを班名にして、答えた人を班長にする。	班でしりとりをしていく。	和やかな雰囲気をつくり、意欲を盛り上げるようにする。
質問事項(4)について冊子を見ながら自分で考えさせる。その後、班で相談させて、その回答を、寸劇で答えさせる。	冊子を見て問題をまず自分で考え、班で相談して1つの答えを出し、その回答を寸劇で発表する。発表の際、「大家・相談者・センター職員」の役を分担して演じる。	全ての班で寸劇を行い、出した答えの違いを共有する。 相談員が説明を加えながら回答する。	
相談員から冊子の関係箇所を示しながら解説を行う。 (2)(3)(5)(1)の順に実施していく。	示された冊子の箇所を見ながら理解していく。		
まとめ 10分	相談員、授業者、大学生アシスタントより授業の総括をそれぞれの立場から話す。 課題を示して宿題にする。	3名の話に傾聴する。 課題を理解する。	契約は、大人になるための国語として、読む力と大いに関係してくることや、当事者となること、近い将来の問題であることを理解しやすいように話す。

質問事項

- 契約をしたが、他に良い物件を見つけたので、入居前に契約を解除したい。敷金、礼金、前払いした家賃、仲介手数料は返還されますか？
- 2LDKの部屋に入居中に、台風により一部の天井から雨漏りがして、一部屋使用できません。どのように対処しますか？
- 家賃を滞納して、大家から退去勧告を受けています。退去しなければいけないのでしょうか？
- 入居中に煙草を吸っていたせいで、クロスが変色して、臭いもついています。退去時に大家からクロス張替費用を請求されています。応じなければならないのでしょうか？
- 退去時にハウスクリーニング費用を請求されています。きれいに使ったのに納得できません。支払う必要がありますか？

動物の権利についてー動物実験の是非を問うー

パラメンタリー（即興型）ディベートを取り入れた討論型授業で、倫理的問題を扱う



京都教育大学附属高等学校 佐古孝義先生 ※京都教育大学のグローバル人材育成事業の一環として実施された授業です。

✎ 授業のねらい

- 動物実験の是非について、その恩恵を医療や美容、食など様々に受ける「消費者」として、改めて正面から考えてみることで、グローバル時代を生きる「エシカルでクリティカルな賢い消費者」となるために必要なことは何かを問う。
- 自分の意見とは独立して客観的な事実を捉えることができるようになる。(fact/opinion の区別がつけられるようになる)。
- 相手のスピーチを傾聴することが何よりもディベートでは大切になるため、必然的に話す方も聞き手を意識し、聞き手も熱心に耳を傾けるようになる。
- ディベートにおけるスピーチの「型」は、そのまま英文でのエッセイの書き方の基本的なフォーマットになっている。ディベートの練習をつむことで、ライティングの基礎的な技能を実践的に習得することが出来る。

🗨️ 生徒の様子・生徒の感想

- ディベートでは（特に人権問題など倫理的な論件を扱う際には）「勝敗が決する」という点に、賛否が分かれるところだが、生徒たちは分かりやすく結果が出るところに魅力を感じていたようだった。
- 事前準備でPros and Cons: A Debaters Handbook からの英文をかなり読ませたため、基本的な論点の整理とともに、今まで英語の授業などで学んできた表現を再確認することができた様子であった。



📄 授業の工夫

- 本来のパラメンタリー（即興型）ディベートは、ポリシー／アカデミックディベートとは異なり、特段の事前準備を必要としないものとされている。授業の冒頭に論題が与えられ、15分の準備時間を経てディベートを行う。ただし、今回は教科書で学習した内容を発展させたPost-readingの活動であり、また論題が非常に倫理的で難度の高いものである点から、日本語／英語での参考文献での参考資料の読解と論点整理の時間を設けた。
- ディベーターの人数構成についても、本来であれば肯定側・否定側ともに3人ずつの6人、各グループには一般聴衆であるジャッジが1人ないし2人加わる形式が一般的であるが、授業実施クラスの人数が37名であるため、肯定側・否定側ともに4人ずつの8人+ジャッジが1人または2人とし、計4グループ（8チーム）で実施した。



! 授業の成果

ディベートの進行を生徒自身に行なわせた結果、一人一役が与えられる状況で、英語が苦手な生徒もグループの他のメンバーの協力を得ながら何とか取り組み、全員参加型の主体的な授業になった。また、普段深く考えたことのないテーマについて考えるきっかけになったり、自らの消費行動について考察を深めたりできる良い機会にもなった。

指導計画

時	学習の内容 (概要)	評価規準 (評価の観点)
1-4	教科書の読解	関心・意欲・態度、英語の技能面での評価
5,6	文献を通じた発展的な理解 ・賛成・反対の議論を組み立てる ・チームわけを行う ・英語ディベートで用いる表現を学習する	知識・理解、関心・意欲・態度
7	英語によるディベートを実施する【本時】	コミュニケーションへの関心・意欲・態度 外国語理解の能力、外国語表現の能力 言語・文化についての知識・理解

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点	
導入 15分	論点整理と作戦会議	「動物実験の禁止」について論点を整理する。 チームの中での役割分担を確認し、作戦会議を行う。	前時までの復習をし、語彙や概念などを確認する。	
展開 23分	ディベートを実施する	Parliamentary Debate という形式で行う。 4人一組×8チーム+審判員 (judge) Motion: Animal experimentation should be banned. 「動物実験は禁止すべきだ」	生徒には積極的に POI をするように促す。 相手チームのスピーチで分からなかった点を質問する。	
		Affirmative Side (肯定側)	Negative Side (否定側)	
		① Constructive Speech (1) : 定義を行い、〈肯定する理由 (1)〉を述べる。		
			② Constructive Speech (1) : 〈肯定する理由 (1)〉へ反論し、〈否定する理由 (1)〉を述べる。	単純に、声が小さくて聞き取れなかったのもう一回言ってほしいとか、そういう根拠は?と問うことで、Argument の論理性を確かめることができる。
		③ Attack Speech : 〈否定する理由 (1)〉への反論+ 〈肯定する理由 (1)〉再構築		各スピーカーの役割: <ConstructiveSpeech> 肯定側は、その政策を採用することでどのような Advantage があるのかを 1人 1つ、合計 2つ提示する。
		④ Constructive Speech (2) : 〈肯定する理由 (2)〉を述べる。		否定側は、その政策を採用することでどのような Disadvantage (悪影響) があるのかを 1人 1つ、合計 2つ提示する。
			⑤ Attack Speech : 〈肯定する理由 (1) (2)〉への反論+ 〈否定する理由 (1)〉再構築	
			⑥ Constructive Speech (2) : 〈否定する理由 (2)〉を述べる。	
	⑦ Defense Speech : 否定側が優っている理由をまとめる。	<Attack Speech> 相手チームが出した Advantage/ Disadvantage に対して反論する。		
	⑧ Defense Speech : 〈否定する理由 (2)〉への反論+ 肯定側が優っている理由をまとめる。	<Defense Speech> 相手チームが、自分たちの出した Advantage/ Disadvantage に対して行った反論について、立て直し(再反論)を行う。		
	終了後は握手して互いの健闘を称える。 Judge (審判員) による判定 講評・Best Debater を決める。 ・ジャッジのポイントは、CT を実践できているかどうか Argument【議論】= Claim【主張】+ Support【根拠】 (Support【根拠】= Reasoning【論証】+ Evidence【証拠】) ・Evidence は具体例など、相手を説得できるようなものを効果的に使っているか教員からの簡単なフィードバック			
まとめ 12分	ライティング活動	チームの立場とは関係なく、自分で賛成/反対の立場を選び、Essay Writing を行う。 資料はチームで共有する。 (書ききれなかった生徒は家で完成させる)。	当初の自分の意見が、ディベート活動を経て変わった場合、何がその決め手になったのかを議論させる。	

【使用教材】『科学技術をよく考える - クリティカルシンキング練習帳 -』名古屋大学出版会 (2013) / 伊勢田哲治, なつたか『マンガで学ぶ動物倫理』化学同人 (2015) / Pros and Cons: A Debaters Handbook Routledge (2013)

世界の工場 イギリス

国際分業体制の確立と消費生活

京都府立城陽高等学校 山中脩平先生



✎ 授業のねらい

- 産業革命以降イギリスが「世界の工場」の地位を確立していく姿を通じて、国際分業体制の確立と「役割」にはめられていく「弱者」にスポットライトを当てる。
- この枠組みは、現在の経済秩序にも大きく影響しているため、歴史的流れを把握しながら、今後の消費生活の在り方を考えさせる。



🗨️ 生徒の様子・生徒の感想

- この授業では、普段から発問ややりとりを大切にしているため、反応は良く、スムーズなやりとりができた。授業展開は、教科書を進めて単語を覚えていくスタイルではなく、実生活を土台に歴史の流れを踏まえ、その中に単語を抑えていくスタイルであった。
- 考えを述べる際、きちんと説明ができていたので、この方が最終的には単語獲得にも有効ではないかと感じた。

📄 授業の工夫

- 身近な商品を通じてイギリスの植民地支配の歴史や国際分業体制の確立過程に挑む。ただ、高校生の身の丈に合わない、意識の高すぎる「あるべき論」の展開は行わない。
- 本授業では、植民地支配をきっかけにした、「役割」の「固定化」という現状を捉え、少しでも「意識的な消費」を行うことにより、「固定化」された社会課題を考えるきっかけが与えられるように設計した。



! 授業の成果

- 普段の生活の中の行動から、歴史的枠組みを学習したり、消費の在り方を考えたりすることができた。
- 歴史は過去にあった出来事の単語をひたすら覚えるものではないというスタイルの授業が展開できた。
- 課題もあり、ワークのやり方として、教師の声かけが誘導にならないよう留意する必要があると感じた。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1	これからの国際経済体制と消費の在り方を考える。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の考えをまとめて発表できている。（思考・判断・表現） A) 授業中に活用したキーワードを用いて自分の考えを発表できている。 C) 授業の流れを復習し、意見がまとめられるように支援する。

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	①身近な食品と原産地	<ul style="list-style-type: none"> ・好きな食べ物や前に提示した食品の原産地をチェックする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国外原産の食品が日本で食べたり飲んだりできる理由を探らせる。
展開 35分	②植民地支配と経済	<ul style="list-style-type: none"> ・「プランテーション」や「モノカルチャー」の用語の意味を振り返る（復習）。 ・上記の仕組みが出来上がったプロセスを考える。 ・イギリスの植民地支配と国際分業体制について理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・具体例を挙げさせる（例えば、ブラジルのアメリカ大消費地向けコーヒーのプランテーション）。 ・「植民地支配」のキーワードが出れば良い。 ・産業革命を経て手に入れた製造技術に加え、原材料地を確保することにより「世界の工場」を確立させた流れを抑える。また、分業体制の普及は、「役割」の固定化に繋がることにも留意する。
	③これからの国際経済体制と消費の在り方	<ul style="list-style-type: none"> ・学習内容を踏まえ、1) 消費の在り方、2) 商品を購入する時に留意することを考え、発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「フェアトレード」がキーワードに出れば良いが、生徒の多様な考え方を大切にしたい。固定化された「役割」が経済発展を阻害する要因の一つになっていることも示しておく。
まとめ 10分	④まとめ	<ul style="list-style-type: none"> ・「意識的」な消費を行う考えをもつ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・少しでも「意識的」な消費が重要である旨を示しておく。

良い消費者になるために

やましろエシカルすごろくの開発

京都府立木津高等学校 小西弘朗先生



授業のねらい

小学生及びその保護者向けの消費生活啓発教材の開発を通じて消費者としての正しい知識と適切に行動できる力を身につけさせる。

生徒の様子・生徒の感想

- 知ることの大切さを学んだ。
- 被害にあわない方法やあったときの相談先を学んだ。
- 消費者として問題意識を持つことの大切さを学んだ。
- 身近に相談先があることが分かった。
- 様々な啓発教材を知ることができ、自分たちの作成に活かしたい。
- 教材作成を通じてエシカル消費の概念を知ることができた。
- 自分たちが考えた教材を小学生が楽しんで体験してくれてうれしかった。
- 小学生とコミュニケーションをとりながら一緒に体験できてよかった。
- 教材作りを通してエシカル消費について学ぶことができた。



授業の工夫

大学機関、行政機関、学校等と連携することにより、本物を知り、本物にふれることができ、生徒たちの内面に迫る内容とした。

授業の成果

- 生徒たちは、すごろくを作成することによりエシカル消費について調べ学習を行い、理解を深めることで、エシカル消費や自分たちの地域に目を向けることができた。
- 多様な関係機関の講師の講演を聞き、その知識を深めることにより、良い消費者について考えるようになり、正しい消費者としての行動を実践しようという気持ちになった。
- 小学生との交流も行動を実践しようとする気持ちを高める要因となった。

指導計画

時	指導内容 〈連携先〉	学習活動	評価規準 (評価の観点)
1 2	消費者教育を知る 〈消費生活相談員〉	※教材：ホームページ「ゲームとミニ芝居で身につけよう 悪質商法撃退法（愛知県）」 ○悪質商法について、ホームページで調べ学習を行う。 ○消費生活相談員の話聞く。	関心・意欲・態度 知識・理解
3	悪質商法の現状を知る 〈木津警察署〉	○警部補から、特殊詐欺の現状について話を聞く。 ○警部補から、被害を防ぐ取り組みについて話を聞く。 ※ YouTube で京都府警察特殊詐欺被害防止替え歌「サギの流行歌」を聴く。	関心・意欲・態度 知識・理解
4	良い消費者になるには 〈同志社女子大学〉	○現代社会学部の助教・鈴木尊明氏から、法から見た販売業者の販売方法について講義を受け、考える。	関心・意欲・態度 知識・理解、
5 6	消費生活啓発教材調べ 〈消費生活相談員〉	○消費生活相談員から、消費生活啓発教材についての説明を聞く。 ○消費生活啓発教材の活用事例を知る。 ○自分が考える消費生活啓発教材について、種類や使い方、アピールポイント、選んだ理由などを発表する。	思考・判断・表現 知識・理解
7	身近な消費者問題を知る 〈相楽消費生活センター〉	○近隣の消費生活センター（相楽消費生活センター）の職員から、消費生活センターの役割及び消費生活相談員の仕事について話を聞く。	関心・意欲・態度 知識・理解
8	消費生活啓発教材を知る 〈消費生活相談員〉	○消費生活相談員から、実際の消費生活啓発教材を紹介してもらう。 ・「コアラのハッピーおこづかいすごろく」（名古屋市消費生活センター） ・「マナビといっしょにおつかいすごろく」（文部科学省） ・すごろく「滋賀県消費生活ゲーム」（滋賀県県民生活部県民活動生活課）	思考・判断・表現 知識・理解
9 10	消費者問題の相談先を知る 〈木津警察署〉	○近隣の警察署（木津警察署）に行き、警察の仕事を知る。	関心・意欲・態度 知識・理解
11～18	消費生活啓発教材作成 〈消費生活相談員〉	○消費生活相談員から助言を受けながら、小学生及びその保護者向けの消費生活啓発教材を作成する。 ・教材のテーマを決める。 ・教材の分野を決める。 ・作成する物を考える。 ・消費生活啓発教材を作成する。	思考・判断・表現 技能
19 20	消費生活啓発教材の発表① 〈城山台小学校〉	○自分たちが考案した消費生活啓発教材のすごろく2種類を、小学生と一緒に体験する。	思考・判断・表現 技能
21～24	消費生活啓発教材の改善 〈消費生活相談員〉	○小学生の意見を参考に、すごろく盤やクイズの追加・修正など、消費生活啓発教材を改善する。	思考・判断・表現 技能
25 26	消費生活啓発教材の発表② 〈城山台小学校〉	○自分たちが再度考案した消費生活啓発教材のすごろく2種類を、小学生と一緒に体験する。	思考・判断・表現 技能
27	消費生活啓発教材の完成 〈消費生活相談員〉	○消費生活啓発教材のすごろく2種類について、発表する。	思考・判断・表現 技能

企業のエシカルランキング（アパレル編）

ファッション業界のエシカルを研究してみよう！

京都府立木津高等学校 鹿俣拓也先生



授業のねらい

エシカルという観点で企業をランキングすることを目標として、企業活動の比較・分析、他者との討論を行い、学びを深化させる。

生徒の様子・生徒の感想

- ファッションブランドについて調べる際には、友人と分担してあとで合わせて共有するなど、自発的に工夫していた。興味・関心の深さが学習効果に大きく作用することが伺えた。
- ランキングの基準を明確にしなかったために、格付けを行う際に生徒が迷ったりばらつきが出たりしてしまい、データの集約は困難になったが、生徒個々の比較・分析においては一定の学習効果が見られた。

授業の工夫

- 「企業理念」「CSR」というワードは、教科書だけではどうしてもリアリティが薄く、正確に内容を理解するのが難しいため、具体的な企業の事例を研究させ、ランキングという方法でまとめを行うこととした。
- 映画の視聴と社会人講座によって、社会背景やさまざまな意見・主張に触れることで、生徒の思考の補助となるようにした。
- ファストファッションの捉え方について、それがダメだという価値観の押しつけにはならないよう、教員側の表現や誘導には最大限に配慮した。

企業名 (ブランド名)	企業理念・経営理念	CSR活動	格
ファーエトリタイリング(ユニクロ)	A	A	
パタゴニア	A	B	
ピープルツリー	B	C	
H&M	C	B	
WE GO	B	D	
NICE CLAP	D	D	
X-girl	C	D	
けいさ	B	B	
ブルーニ	C	D	

ランキング表

授業の成果

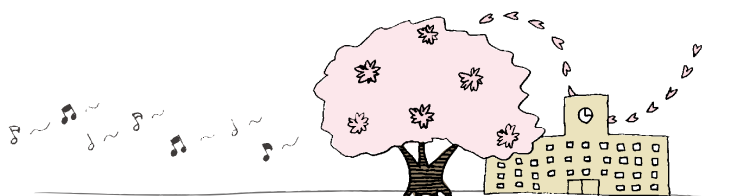
- 「エシカルな消費」について、認識の程度や行動するしないはそれぞれであるが、それが必要であるという意識は身につけさせることができたと思う。
- 今回の調査活動では、結局はインターネットがほぼすべての情報源となった経験を通して、「企業が経営理念やCSR活動等の情報についてWEBサイトで情報発信することが、今後の消費社会ではさらに重要になる」という点についても、同時に理解させることができた。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1	企業倫理とCSRについて学ぶ	知識・理解
2	映画「ザ・トゥルー・コスト」を見て、ファストファッションの功罪について興味と関心を持たせる。	関心・意欲・態度
3	企業の経営理念やCSR活動について調べて具体的な知識を得る。	知識・理解
4	社会人講師の招請によって、理解を深める。	知識・理解
5	エシカルという観点で企業活動を比較し、その違いや理由、背景等について考察し、他者とも話し合う。【本時】	思考・判断・表現

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入 5分	既習内容と 本時の目標の確認	○すでに学習した内容について、教師の発問に対して考え、振り返って知識を整理する。	○キーワードの意味や学習内容について定着がなされているかに留意し発問する。
展開 35分	企業の情報収集と共有	○身近なファッションブランドの企業について調べ、友人と共有する。 (1人3社程度調べる)	○各自の調査は前時からの宿題としておき、できれば情報共有に時間をとるようにする。
	企業情報の全体共有	○共有された企業情報についてワークシートを使って要点を書きこみ、比較するための資料を整える。 (全体で10社程度)	○生徒が発表する企業情報について、要点のみを板書して生徒が効率的にメモを取れるようにする。
	エシカルランキングの作成	○各自が各項目ごとに評価し、ランキング表を作成する。	○情報がまとめられていない、共有できていない生徒のフォローを適宜行う。
まとめ 10分	学習のまとめ	○ランキングの集計結果を見て、自分と他者の評価の違いを比較する。	○各評価（A～E）ごとに人数を集計して板書し、全体の評価の傾向が把握できるようにする。



外部講師とつながるコツとポイント 出会いの偶然を必然に

岡山理科大学教育学部准教授 札埜和男氏

3年間で5回の授業はゲストとの協同であった。5回のゲストの職業は司法書士、落語家（ユーモアコンサルタント）、大学教員、NPO法人スタッフ、消費生活相談員である。現場教員の頃から、職業人を招き生徒たちと一緒に社会の問題を考える学問を「臨床くごく学」と称し実践してきた。岡山の大学に移り3年経つ。この間の講義のゲストは岡山弁研究者、裁判官、検察官、弁護士、消費生活相談員、NPO法人理事長、タレント、法学者等である。

招聘のコツだが、例えていえば、好きな人をデートに誘うために熱意を持って口説くことに似ている。「あなたと話をしながら、生徒たちとこんなことを考えたいのです。いかがでしょう」と熱く語れば、招聘できる確率は非常に高い。ただ「丸投げ」はダメである。それは「契約違反」に等しい。大事な「デート」なのだから、日時や場所を確認し、当日の進行を予測し、準備を整えなければならない。当日エスコートするのは招いた側である。「あなた」任せは1回で破局を招く。

では素敵な出会いはどこに転がっているだろうか。招聘ルートは次のようにまとめられる。「知人ルート」、「大学ルート」、「所属学会・研究会ルート」、「弁護士会派遣ルート」、「教員ルート」、「新規開拓ルート（全くのゼロから関係団体に問い合わせて紹介してもらうケース）」、「HPルート（インターネットから連絡するケース）」、「NPO・NGOルート」等である。

人脈のなかった岡山でどうやって縁を結んだか。「岡山弁協会」の存在を知り（方言は研究テーマ）、その総会に出席したら会長とご縁ができた（会長には以後大学で岡山弁を講義して頂いている）。総会司会者が、地元で活躍するタレントさんで、勤務先の大学OBだった。ぜひ母校で教えたいという意向もあり「面白い話をするコツ」というテーマでワークショップをやってもらった。NPO法人の方は「岡山に夜間中学校をつくる会」理事長である。地元紙で記事を拝見し、ぜひ会いたいと思いコンタクトを取って、インタビュー授業にお招きした。

この取組は「仕事」ではなく「道楽」である。「教師」の鎧を脱いで、教員自身が一人の「市民」として、職場と自宅の往復だけではなく、さまざまな分野の人々と関わって生きていく姿勢を持てば、自ずと「好きな人」とつながる。あとは「偶然」を活かせるかどうか。「偶然」を「偶然」と捉えるのではなく「偶然」を「必然」と捉えることで、教育の営みは変わる。歌人の依万智は著書『チョコレート革命』のあとがきに記している。「出会いというものを、このうえなく大切に思っている。…出会えたこと、そのことに私は感謝したいし、感動もする」。出会った「偶然」を活かせるか否かに教員の力量は現れる。

家庭科と公民科の消費者教育をどうつなぐか

立命館宇治高等学校 杉浦真理氏

クロスカリキュラムの可能性

高校の公民科「公共」と、高校の家庭科「家庭基礎」、「家庭総合」の科目は科目内容に類似性がある。マクロ的な社会システムを学び市民社会の主人公に育てるのは公民科である。ミクロ的な家庭のライフスキルから個人の自由な生活の主人公を育てるのは、家庭科である。その特性を生かして、伸び行く生徒に授業がされるべきである。

「カリキュラムマネジメント」として、教科の枠を超えて、家庭科や総合的な探究の時間として、クロスカリキュラムを組んで、消費者教育のプログラムを組むことができ、カリキュラム議論をしっかりとしたい。もちろん、その中で、公民科の果たす役割は大きい。高校生を大人社会の担い手に迎え入れる。そのことを社会全体で、一丸となって育てるムーブメントを巻き起こして、18歳成年にふさわしいスキルと技能・マインドを持ってもらう授業が必要である。若者の声にこたえる教育を実践する。高校生をエンパワーしながら授業展開することが社会的な要請になっている。そのためには、学期1回程度の家庭科公民科他をつないだ消費者教育研究プロジェクトが必要である。

消費者市民教育の授業

高一、高二に置かれるであろう「公共」「家庭基礎」、「家庭総合」がある。つまり、授業担当者どうしが年間学習計画を立てて、いっしょにクロスカリキュラムを作ってみる。その視点は、権利と責任、社会参加参画（シティズンシップ）もトータルに生徒に考えてもらう。授業プランは、主に家庭科公民科と割り振る。その視点は、社会システムや法は公民科、個人から家庭を形成するライフスキルは、家庭科が得意であろう。あるいは、可能なら合同の授業をしても良いし、双方クロスして授業するのもいいかもしれない。上記のような科目の授業、あるいは総合の探究の時間の授業としても実施可能である。

消費者市民社会は実現可能か

ワッハッハと笑ってウーンと悩む

岡山理科大学教育学部 札埜和男先生

協力：矢野宗宏氏（ユーモアコンサルタント）

大本久美子氏（大阪教育大学教育学部）、中村久子先生（京都府立城南菱創高等学校）



授業のねらい

消費者市民の理念に相反する教材内容である古典落語を鑑賞し、古典落語に登場する人間の「業（ごう）」を読み取った上で、消費者市民社会の可否を考える。そのことを通じて、批判的な思考力を持った（教員からの押し付けでない）消費者市民としての素養を身に付ける。

生徒の様子・生徒の感想

- DVDによる落語鑑賞だったら他人事として捉え、課題を軽視していたと思う。
- 落語の世界は人間の業だと聞いて自分の本心から考えられた。
- 人間の本性は欲が深いことは理解しているので、逆にその欲は「安全」という面にも向くのではないかと考えてみた。
- 実現したいと考えるが、実際行動するかと言われるれば難しい。これから付き合っていくといけないう一生の課題かなと思う。



授業の工夫

- ゲスト授業、生の落語鑑賞、多様な授業方法（資料を用いた講義形式、実演ワークショップ形式、グループ討論）といった工夫をした。
- 敢えて教員は調整役となり、演者が消費者市民に対し批判的見解の立場を取ることによって、生徒が深く考えられるようにした。



授業の成果

- 副題にあるように、生徒が大いに笑ってウーンと悩んだ授業となり、目論見通りにできた。
- 消費者市民社会を所与のものとして捉えるのではなく、前提から批判的に考えさせる実践となった。
- 主体的・対話的で深い学びとなる教科横断型授業ができた。
- 「人間」と「暮らし」を深く見つめる機会となった。

指導計画

時	学習活動	評価規準（評価の観点）
1	古典（上方）落語の基本的知識の講義、簡単な落語ワークショップ、「猫の茶碗」鑑賞	関心・意欲・態度（授業態度観察）
2	登場人物像の読み取り、人間の本質についての議論、消費者市民（社会）の可能性についての議論、まとめ記入	技能、思考・判断・表現（授業態度観察、レポート）

本時の展開

過程	指導内容	学習活動	指導上の留意点
導入	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲスト紹介 ○古典落語についての講義 	<ul style="list-style-type: none"> ○落語を演じるユーモアコンサルタント・矢野宗宏氏のプロフィールや古典落語の基礎知識を聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一方的にならないように、対話を意識する。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○落語の仕草についての説明と実演 	<ul style="list-style-type: none"> ○説明を聞くとともに、実際に落語の仕草をやってみる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○何名かを高座に上がらせ、仕草を披露させる。（嫌がる生徒を無理にさせない。）
鑑賞	<ul style="list-style-type: none"> ○落語「猫の茶碗」の鑑賞 	<ul style="list-style-type: none"> ○落語の情景や登場人物を想像しながら聴く。 	<ul style="list-style-type: none"> ○登場人物のことばのやりとりに注目させる。
休憩	<ul style="list-style-type: none"> ○班分け 		<ul style="list-style-type: none"> ○5人×8グループに分ける。
展開	<ul style="list-style-type: none"> ○登場人物の心情の解釈 ○落語を通じて見える人間の業についての説明 ○消費者市民社会の説明 ○問題提起 	<ul style="list-style-type: none"> ○落語の登場人物を整理し、内容を振り返る。 ○落語の登場人物を通じて、人間とは、どこまでも我欲を追求する存在であること、落語はそれを否定しない芸であることを知る。 ○大阪教育大学教授・大本久美子氏から、消費者市民社会の説明を聞く。 ○登場人物が交わすことばの背景にある考えや、そこから見えてくる人間について思いを巡らせ、消費者市民社会の成立の可否について自分なりの意見を持つ。 ○考えがある程度まとまったところで、班になって話し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒を指名して感想を聴きながら進める。 ○生徒に対して問いかけるように語り、矢野氏にも補足してもらう。 ○生徒を当てて意見を聴き取りながら、まず自分の考えを整理させる。 ○その後、班になって意見を述べ合わせる。
まとめ 15分	<ul style="list-style-type: none"> ○意見交換 	<ul style="list-style-type: none"> ○班ごとに出てきた意見を発表し、班同士で意見を交わす。 ○最後に、ゲストや教員が感想を述べる。 ○課題内容を理解する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○報告者を決めて班同士の議論が活発になるように工夫する。 ○意見の押し付けにならないように心がける。 ○課題内容を明確に伝える。

対話を通じて消費者市民社会の実現をみんなで考える

skype を使って「テラ・ルネッサンス」の栗田佳典さんと語り合う

岡山理科大学教育学部 札埜和男先生 協力：栗田佳典氏（認定 NPO 法人テラ・ルネッサンス）



📌 授業のねらい

- 消費者市民社会の実現について、skype での対話を通じ、当事者意識を持って考える。
- 対話に参加するとともに、そのやりとりを傾聴する。
- 「鵜呑み」ではなく、対話の内容を自分の頭で咀嚼しながら、批判的に考え、その実現意義や可能性について考え、自分のことばで語る。

💬 生徒の様子・生徒の感想

- 授業の課題「消費者市民社会は実現可能か」に対する生徒の回答（意見抜粋）

実現可能（「条件付き」を含む）20名

- ・ 少しずつではあるが可能。なぜならスーパーでレジ袋をもらわないことがこんなに浸透したように、人々の価値観は少しずつ変わると思うから。

実現不可能（「難しい」を含む）10名

- ・ フェアトレードの商品は思っていたよりも高く、生活の中に取り入れることは難しいと思った。今後働いてお金を稼ぐようになって、手の出せない値段だと思った。

- 授業を受けた感想

- ・ スカイプで対話しながらの授業は初めてで、実際にそばにいるような感覚で授業を進めていて良かった。一方的に講義するだけでなく、生徒の意見や主張を交えて進めていて、疑問が残ることなく話も聴けて良かった。
- ・ 私は先生の授業の進め方に一番興味を持ちました。なぜなら、どんな内容が出るか分からない私達生徒の意見を、予定どおりかのように進行の中に組み込まれていたからです。ある生徒の意見をもとに、次の話題、そしてまたある生徒の意見から話が広がる。そして最後はきちんとまとめまでつながるところがすごかったです。今回の出会いを大切にしたいです。



📅 授業の工夫

- ゲストとして、消費者市民社会の実現に向けて活動するNGO職員に参加してもらった。
- ゲストとの対話手段にskypeを活用した。
- 教員は、コーディネーターの役割を担い、ミニホワイトボードで生徒の意見を拾いながらゲストと生徒を繋いだ。
- 授業を受けた生徒の中から関心を持つ生徒が生まれることを願い、一時的な取組みではなく、後に継続する要素を持つ取組みとした。

! 授業の成果

- 消費者市民社会について、当事者意識を持って考えることができた。
- skype を効果的に使った授業例となった。
- 消費者市民社会の実現の可能性について、自分の頭で考え、自分のことばで表現することができた。
- 一過性の授業に終わるのではなく、NPO法人（テラ・ルネッサンス）の取組みに関わりながら、消費者市民社会を考える実践を行う契機となった。

指導計画

時	学習の内容 (概要)	評価規準 (評価の観点)
1	傾聴、相談、対話、質問【本時】	授業参加者の間で繰り広げられる対話に耳を傾け、互いに相談しながら質問を発することができるか。
2	読解と批判的思考【本時】	対話を通じて「エシカル消費」について考えをまとめられたか。批判的に考えることができたか。

本時の展開

過程	指導内容 <連携先>	学習活動	評価規準 (評価の観点)
導入 25分	ゲスト(「テラ・ルネッサンス」の栗田氏)のプロフィールを見ながら、質問を考えさせる	栗田氏への質問を考え、ホワイトボードに記す。	授業者は、生徒と栗田氏を繋いで対話するような形にもっていく。
展開1 25分	栗田氏からアメリカのアップル社が消費者の要望を受けて、児童労働などに関わるレアメタルを使わないようになった話を引きだす。さらに質問を考えさせる。 生徒の問いから、栗田氏の話を引きだす	栗田氏の話を受けて、聴きたい質問を考え、ホワイトボードに記す。	できるだけ多くの生徒の質問を拾い上げる。 出て来た質問について栗田氏へ投げかける順序を考慮する
(休憩 10分)			
展開2 45分	鬼丸昌也(テラ・ルネッサンス創設者)『平和をつくる仕事をしたい』(2018 ちくまプリマー新書 pp.121 ~ 126)を配布し、指名読みと範読を行う。 各自資料を読んで感想や質問を考えさせる。	配布資料を読む。 まず一人で考え、それから隣と相談する。	鬼丸さんとの出会いやこの授業の契機についても触れる。 まず自分だけで考えさせる。
	「エシカル消費」について栗田氏から説明してもらう。消費者として持続可能な社会の構築に関わることを解説してもらう。	「エシカル消費」について説明を聴き、理解する。	栗田氏から、鉱山採掘の現実や、企業の取組みなどの話を引き出す。
	資料にある子どもの鉱山採掘とジュエリーブランド「H ASUNA」を取り上げる。	宝石の値段から高いか安いかをイメージする。	
	安価やケチの意義を説く教材の一部を配布して読ませる。(中内功『わが安売り哲学』1969 年日経新聞社)	配布資料に目を通す。	生徒の意識を揺るがせる。批判的に考えるように仕向ける。
	鬼丸氏や栗田氏のいう「エシカル消費」は実現可能なのか、という疑問を投げかける。		
	『舞姫』や『こころ』などの単行本の値段を示しながら、青空文庫とどちらを選ぶか迫る。さらにフェアトレード商品の具体的な値段も紹介し、本当に買うか問う。	単行本と青空文庫を比較して考え、どちらを選ぶか選択する。 「エシカル消費」といっても値段が高額であることを理解する。	たたみかけるように、生徒に迫っていく。
	その上で、果たして「エシカル消費」は実現可能なのか、考えさせる。	まず一人で考え、それから隣と相談して答えを出す。	金銭的に豊かでないと実現不可能ではないか、といった問いかけを敢えて行い、生徒の意識を揺るがせる。
	生徒からの質問を受け付ける。	質問する。	できるだけ多くの生徒に発言させるようにする。
エシカル消費を広める方法について問う。	アイデアを出す。	前に出て発現するよう促し、skypeで栗田氏と対話するようにさせる。	
まとめ 5分	栗田氏に回答を求める。 すぐには実現できないが、記念日のプレゼントをエシカル商品にするアイデアなどを語ってもらう。 授業後に古本をテラ・ルネッサンスに寄贈するなど、できることがあることを伝え、この縁を大事にして欲しいことを伝える。 課題について説明する。	傾聴する。 (後日に課題を提出する) (授業後に行動へ移す。授業のお礼に学校図書館や自分の本などをテラ・ルネッサンスに送る。本以外にもテラ・ルネッサンスが手掛けていることで、学校や個人にできることを行う)	無理にまとめないようにする。 ただ話を聴いて考えた、で終わりではなく、何か一歩踏み出すアクションを期待する。 栗田氏から、考えてもらいたいことを聞いて、課題の一つとする。 (「普段の生活の中で、環境に配慮する点から自分自身が実践できることは何ですか」「自分のルールを作るとしたらどういうルールになりますか」)

外部講師として授業に参加して



京都司法書士会所属 司法書士
西脇正博 氏

私は、法教育・消費者教育の出張授業では限られた時間の中で何をどのように伝えるべきかを考え臨むことにしています。今回は18歳成年時代を迎えるにあたり、消費主体（消費社会の主人公）となることとはどういうことかを、ワークシートを使いその設問を生徒の皆さんにしてもらいながら授業を進めていきました。消費行動で代表的な売買（量販店でのテレビ購入例）の成立時期から契約が成立すると権利と義務が互いに発生すること等を通して契約の原則を伝え、その後の設問（解約や取り消しの可否）でも繰り返し原則から考えること、未成年者取消権についてはその趣旨から成年の権能等について説明していきました。

授業について私はプロではないので、事前に先生と打ち合わせをし、授業中も先生、生徒と掛け合いながら、有意義な楽しいコラボ授業ができたと思います。



認定 NPO 法人テラ・ルネッサンス
栗田佳典 氏

今回、初めてオンラインでの授業参加を試みました。生徒さん1人ずつの顔を見ながら、話すことはできませんでしたが、感想を拝見すると、考えてほしかったこと、授業のねらいが伝わっていたようで、これからもこうした授業を増やしていきたいと感じました。

よりよい社会を作っていくために必要なのは、自分で考えるという「市民力」なのだと思えます。エシカル消費はその市民力を育むためのよい教材とも言えます。消費者教育のさらなる広がりにより、いつかエシカルという言葉が当たり前になり、世の中の商品やサービスがエシカルで埋め尽くされた未来を期待し、私も日々の実践を続けていきたいと思えます。



消費生活相談員
森順美 氏

今回、消費生活相談員の立場から、賃貸住宅標準契約書を生徒さんと一緒に読み解いたり、争点を考えていく授業にゲストとして初めて参加しました。授業を進めるにあたり、到達点のような筋書きはなく、現場にいる生徒さんの問題意識を大切に授業を展開していくものでした。リアルな相談現場の事例紹介をし、また興味を引くため突発的な時事ニュースに関する質問もあり対応は大変ではありましたが、グループワークを取り入れ、グループごとの議論や発表をする生徒さんの姿を見ると楽しそうに学んでいる様子が窺え、主体的に学ぶ機会になったのではないかと感じました。

消費者教育の目的の一つは、実践的な問題解決能力を育むことだと私は考えていますが、今回の授業のような手法をより多く実践していくことが重要ではないかと思えます。

耳寄り情報

出前講座引き受けます

京都市内の消費者団体、福祉関係団体、事業者団体、報道機関、行政関係等による「京都くらしの安心・安全ネットワーク」では消費者教育の出前講座も引き受けています。

京都府金融広報委員会

(事務局：日本銀行京都支店)
問い合わせ・申し込み先
Tel 075-212-5193

- 契約と消費者トラブル ～トラブルに巻きこまれないために～
- 現代の消費生活 ～高校卒業後に必要な消費者としての知識～

京都弁護士会

問い合わせ・申し込み先
Tel 075-231-2378

- 契約ってなに? (契約書のしくみ、契約書の読み方、契約クイズ)
- 多重債務の話 (消費者金融やクレジットカード、保証人について)
- 携帯電話と契約の話 (トラブル事例紹介もふくめて)
- 悪質商法とその対処法の話 (キャッチセールスの寸劇をまじえて)
- 労働の話 (アルバイトをふくめて)
- 結婚や離婚にまつわる家族と法律の話

京都司法書士会

問い合わせ・申し込み先
Tel 075-241-2666

- 消費者問題～契約って何?騙されないための知恵～
- 多重債務問題～破産ってどんなこと?～
- ネット・スマホ問題～トラブルに遭わないために～
- 労働問題～生活の基盤である「仕事」をめぐって～
- 「18歳成人」時代を迎えるにあたっての注意点

授業で使った映像教材



時間81分

0円キッチン

消費社会に生きる私たちは、まだ食べられるのに大量の食料を毎日捨ててしまっている。世界食糧計画によると、世界で生産される3分の1の食料は廃棄されており、その重さはヨーロッパ全体で8900万トン、世界全体では毎年13億トンにもなる。各地で食に関するユニークな取り組みを行う人々と出会いながら廃棄食材料理を振舞い意識変革にチャレンジするダーヴィドの『0円キッチン』の旅から食の現在と未来が見えてくる(日本を舞台に移した続編が今年公開されます)。



時間93分

ザ・トゥルー・コスト

この数十年、服の価格が低下する一方で、人や環境が支払う代償は劇的に上昇してきた。本作は、服を巡る知られざるストーリーに光を当て、「服に対して本当のコストを支払っているのは誰か?」という問題を提起する、ファッション業界の闇に焦点を当てたこれまでになかったドキュメンタリー映画だ。

推進校の先生が 使用した資料集



出版：教育図書

京都府消費生活安全センター 消費者教育サポート情報

府内の高等学校等で積極的に消費者教育を進めていただくため、京都府消費生活安全センターでも、様々なサポートを行っています。是非ご活用ください。

授業のサポート

- 「社会への扉」を活用した授業のためのパワーポイントデータをご提供します。

消費生活相談員が「社会への扉」を活用して実践した出前講座のパワーポイントデータをお渡しします。アレンジしてお使いいただけます。(50分授業用、36シート ※下図は最初の12シートです。)



- 高等学校における授業事例をご紹介します

消費者教育の授業の参考としていただくため、消費者教育推進校の先生方に実践いただいた授業の指導計画、ワークシートなどをホームページでご紹介しています。

<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>



- ご相談ください。

- 消費者庁作成教材「社会への扉」などを活用し、消費生活相談の現場から、若者に多い消費者トラブルなどについて、お話しします。(規模、日程等によって、お受けできない場合もあります。)
- 授業の実践例や教材、外部講師などをご紹介します。教員の方を対象にした研修会の実施や、研究会、研修等への出講も行っていきます。



啓発資料の送付

授業等で参考教材としてご活用いただける啓発資料を提供します（数に限りがあるため、御希望に添えない場合もあります）。

●「あま〜い誘いにご用心!」

若者を対象とした啓発リーフレット

マルチ商法など若者に多いトラブル事例や注意すべきポイントをマンガで紹介。

府内全ての高等学校等の3年生に配布

(A4版 4ページ)



●マンガでわかる! ネットトラブル対策ガイド

「マルチ商法」、「ワンクリック詐欺」など8つのテーマをマンガでわかりやすく解説。

これだけは絶対気を付けるべきネットルールの10箇条も掲載

(手のひらサイズ12ページ)



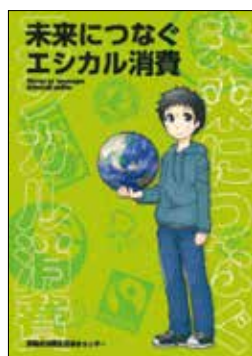
ウェブマンガ版はこちら ▶



●エシカルマンガ「未来につなぐエシカル消費」

主人公が、日頃の買い物を通じてエシカル消費について少しずつ学ぶ姿を描く啓発マンガ

(A5版 20ページ)



●啓発冊子「エシカル消費のススメ」

エシカル消費・商品についてわかりやく伝える啓発冊子「エシカル消費とは?」、「エシカル消費のヒント」など

(A5版 8ページ)



啓発物品の貸出し

●機器

デジタル糖度計、ポケット塩分計
家庭用電力量計
紙すき枠 (牛乳パックからはがきやコースターを作る道具)

●啓発パネル・タペストリー

消費生活安全センターの案内
クーリング・オフ制度 など

●DVD

貸出DVDの一覧を、ホームページでご覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/shohikyoiku/dvd.html>



お問い合わせ・お申し込みは、いずれも、以下の連絡先までお願いします。

京都府消費生活安全センター

電話075-671-0030 FAX 075-671-0016

E-mail:kyo-shohisen@pref.kyoto.lg.jp

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ西館2階

京都府消費者教育推進校事業 実施授業一覧

教科	授業名	年度	実施校	先生	
家庭	エシカルとは？ あなたの消費行動が社会を変える！	29	府立城南菱創	中村先生	
	私たちにできる、エシカル消費の朝ごはん 食問題の課題を発見し、和朝食を提案する	★	29	立命館宇治	川口先生
	エシカルな消費行動って？ お茶を選ぶ条件を考えてみよう	29	府立東稜	向山先生	
	エシカルクッキング 緑茶入りパウンドケーキを焼いてみよう	30	府立東稜	向山先生	
	「エシカルかるた」を作ろう 「エシカル」って何だ？ みんなでわいわい「エシカル」しようよ！	30	府立城南菱創	中村先生	
	消費行動と意思決定 商品の売買と契約	★	元	府立京都すばる	向山先生
	「社会への扉」を開けよう！ 12のクイズに答えて、賞金をゲットするのはどのチームか？	★	元	府立城南菱創	中村先生
公民	消費者市民社会の主体を目指して 18歳成年時代の大人（市民）への旅立ち支援	30	立命館宇治	杉浦先生	
	奨学金と市民社会の未来	★	元	立命館宇治	杉浦先生
地理歴史	企業の経済活動 「消費者」の視点で「供給」の在り方を考える	30	府立城陽	山中先生	
	世界の工場イギリス 国際分業体制の確立と消費生活	★	元	府立城陽	山中先生



29年度 エシカルな消費行動って？



29年度 消費者の権利を守れ

★マークは本書掲載の実施授業です。

教科	授業名	年度	実施校	先生
国語	利用規約を読み解く 北桑田高校版 利用規約攻略法	30	府立北桑田	札埜先生
	対話を通じて消費者市民社会の実現をみんなで考える Skypeを使って「テラ・ルネッサンス」の栗田佳典さんと語り合う ★	30	府立北桑田	札埜先生
	大人になるための国語 ★ 住まいの契約書を読み解く	元	府立北桑田	札埜先生
外国語	動物の権利についてー動物実験の是非を問うー パラメンタリー（即興型）ディベートを取り入れた討論型授業で、倫理的問題を扱う ★	30	京都教育大附属	佐古先生
商業	良い消費者になるために やましるエシカルすごろくの開発 ★	29	府立木津	小西先生
	売り手よし、買い手よし、世間よし 企業家の精神と企業倫理について学習し、エシカルな消費者に支持される企業とビジネスのあり方を学ぶ	30	府立木津	鹿俣先生
	企業のエシカルランキング（アパレル編） ファッション業界のエシカルを研究してみよう！ ★	元	府立木津	鹿俣先生
国語／家庭	消費者市民社会は実現可能か ワッハッハと笑ってウーンと悩む ★	29	府立城南菱創	札埜先生 中村先生
公民／国語	消費者の権利を守れ 契約書は国語で読み解け！	29	府立城陽	札埜先生 山中先生



30年度「エシカルかるた」を作ろう



30年度 売り手よし、買い手よし、世間よし

京都府消費生活安全センターホームページに掲載しています。

<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>

講 評

大阪教育大学教育学部教授・京都府消費生活審議会委員

大本 久美子



近年学校教育においては、「協働的な学び」を通して「市民性」や「探究志向性」を育成するカリキュラムが注目されています。考えるべき問題を他人事とせず、「自分ごと化」できることが市民的資質の本質であると考えます。

本事業では、「市民＝社会の形成者」と捉え、社会の構成員としての役割を遂行できる資質能力の獲得を目指し、問いや課題を「自分ごと化」し、自ら「考え、判断し、行動する力」を育む授業実践に取り組みました。

本冊子には、消費者市民社会の実現を目指したアクティブ・ラーニングの11事例が掲載されています。

アクティブ・ラーニングとは、知識や技能の習得のみならず、「対話」を通して知の交流や共有がみられる学びです。「対話」とは、そもそも相手に対する信頼と尊敬が前提にあります。「対話」を通して、相互に影響し合い、自らの考えの広がりや深まりを自覚できることが大切です。本事業の授業では、このような学びの場がしっかりと準備されていました。

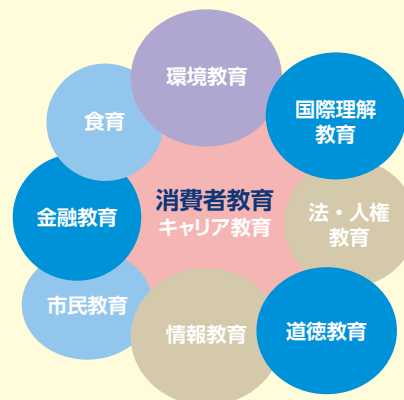
一方、消費者市民社会とは「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と推進法第2条に定義されています。推進法とは、2012年に施行された「消費者教育の推進に関する法律」のことであり、本法では、消費者市民社会の構成員としての自覚や能力の育成を意識した消費者教育を学校、家庭、地域、職域など様々な場面で推進することが明記されています。

公正かつ持続可能な社会の形成には、倫理的消費の普及が不可欠であり、本事業では、エシカルに関連した学習も多数提案しています。新学習指導要領において「持続可能な社会」や「消費者の責任」という記述が学習項目に見られるのは「家庭」と「公共」ですが、本事業では、国語、世界史、外国語、商業科のビジネス基礎、さらには国語と家庭、国語と公民を教科横断的に、また様々な外部講師と連携した授業が複数実践されました。

外部人材や地域資源の活用は、まさに社会に開かれた学習です。学習者がリアルな実社会とのつながりを感じ、主体的に授業に参加したことが本冊子の授業成果等から伝わってきます。実社会とのつながりを実感できる授業を通して、18歳成年の意義と課題に触れ、高校生の自覚を促したいものです。

ここで今後の消費者教育の推進について少し触れておきます。

消費者市民社会の形成を目指した消費者教育は、右図に示す通り、各教育をつなぎ、異分野を横断する広義の教育内容を発信、提案することが重要と考えます。あるいは、既に教育現場で実施しているこれらの教育に消費者教育の視点を導入して、消費者市民社会を実現するための消費者教育の機会を増やすことも有効です。さらに、これらの教育をつなぐ教育が消費者教育であると捉えることもできます。つまり、SDGsの目標にも盛り込まれている、人間



消費者市民社会の形成を目指した
消費者教育の概念図

が豊かに生活できることや資源を大切に持続可能な社会を形成することが消費者教育の目的であることを共有できれば、消費者教育の取組が広がるのではないのでしょうか。そして、消費者教育はどのような職業に就いて、どのようなライフスタイルをとるかという「キャリア教育」ともつながっています。どのように収入を得て、そのお金を何に使うかということは、何に価値を置くかという「生き方」とも関連し、消費者教育はキャリア教育と繋がっていると考えます。

生きていく上で必要なファイナンシャルリテラシーや情報リテラシーは、情報、数学、地理、理科などでも高めることができます。さらに特定の教科学習のみならず、学校教育のカリキュラム全体で消費者市民社会を実現するための消費者教育に取り組みたいものです。

本事業は、京都府消費生活安全センターが教育委員会の協力を得て行っていることから、多様な主体が連携して行う消費者教育の一つの事例です。また、センターがコーディネーターとして、外部講師と教員の連携授業の「パイプ役」を担った事例ということもできるでしょう。

協働（協同）・連携が今後の消費者教育推進の要です。教科間連携や外部講師との連携授業を実践するためには、事前の綿密な打ち合わせが必要なのですが、それらの時間の確保と様々な経費（交通費・講師料・教材費他）が、教育現場の課題でもあります。これらの課題が解消される連携の工夫も求められます。skypeを用いた授業はその一つです。

最後になりましたが、授業実践にご協力いただきました関係の皆様に関心より感謝申し上げます。様々な授業を参観させて頂き、未来社会で子どもたちに必要とされる資質能力は、多様な教科の消費者教育を通して育成できることを再確認しました。自ら「考え、判断し、行動する力」に加え、コミュニケーション力、横断的なものの見方考え方、多様性の尊重、シティズンシップ等、未来社会に必要なグローバル・コンピテンスが育成できる消費者教育の授業が、より多くの学校で実践されることを願っています。

本冊子は、京都府消費生活安全センターホームページにも掲載しています。
<http://www.pref.kyoto.jp/shohise/>

令和 2 年 3 月発行

発行：京都府消費生活安全センター

〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町 70 京都テルサ西館 2 階
TEL:075-671-0030 FAX：075-671-0016

企画・制作：特定非営利活動法人コンシューマーズ京都（京都消団連）
〒604-0847 京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町 529 番地 ヒロセビル 4F
TEL:075-251-1001 FAX:075-251-1003